

安高農水公示第7号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。  
なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年11月16日

安芸高田市長 石丸 伸二



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
集09	安芸高田市美土里町 本郷字道ヶ谷	2225-1	50-006	山林	2.16	10年	他1筆
集12	安芸高田市美土里町 本郷字道ヶ谷	2246	50-015	山林	0.15	10年	他10筆
集15	安芸高田市美土里町 本郷字道ヶ谷	2267	50-004	山林	1.89	10年	他6筆
集21	安芸高田市美土里町 本郷字道ヶ谷	2230	50-012	山林	0.36	10年	
集30	安芸高田市美土里町 本郷字高松山	2425	53-029	山林	0.02	10年	他6筆
集36	安芸高田市美土里町 本郷字財之神	2541	55-025	山林	0.19	10年	他1筆
集37	安芸高田市美土里町 本郷字財之神	甲 2587-1	55-002	山林	0.70	10年	

2 縦覧期間

令和3年11月16日から同年11月30日まで

3 縦覧場所

安芸高田市産業振興部農林水産課窓口

安芸高田市ホームページ（リンク <https://www.akitakata.jp/ja/>）

- 4 本公告により，安芸高田市に経営管理権が，森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上